

証券コード 7048
(発信日) 2025年3月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年3月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目13番12号
ベルトラ株式会社
代表取締役社長兼CEO 二木 涉

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより事前に議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月25日(火曜日)午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第35回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。



当社ウェブサイト <https://corp.veltra.com/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）に「ベルトラ」又は証券コードに「7048」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択し、

「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

1. 日 時	2025年3月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区日本橋兜町7番1号 KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE ホールA
3. 目的事項 報告事項	1. 第35期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第35期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案	補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
第4号議案	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に関する件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

従いまして、本招集ご通知は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- 本招集ご通知又は電子提供措置事項に関して修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 今後の状況により、やむを得ず株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://corp.veltra.com/ir/>）にお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月26日（水曜日）
午前10時開始



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年3月25日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月25日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 ○○○○○○○○	御中					
株主総会日 _____	議決権の数 XX個					
XXXX年XX月XX日						
<table border="1" style="width: 100px; height: 40px;"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>						
基準日現在のご所有株式数 XX株 議決権の数 XX個						
1. _____ 2. _____ _____ _____						
ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 仮パスワード XXXXX 見本						
○○○○○○○						

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第4号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

*議決権行使書はイメージです。

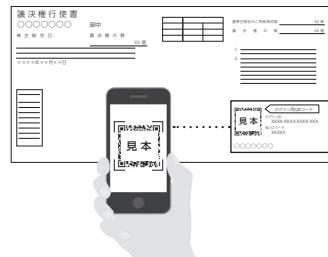
- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）での議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会・経済活動の正常化、雇用・所得環境の改善等を背景に、一部足踏み感があるものの緩やかな回復傾向となりました。一方、相次ぐ大規模な自然災害や混沌とする海外情勢、さらには円安の影響からのエネルギー価格や原材料価格の上昇に加え、労働力不足による人件費上昇等で物価高騰が続き、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社サービスの対象である旅行業界におきましては、国内旅行については、新型コロナウイルス感染症の収束により高まった旅行意欲が落ち着きを見せ、概ね横ばいの状況が続いています。海外旅行については、不安定な国際情勢、円安等による旅行代金の高騰や旅行先の物価上昇等の影響を受けつつもコロナ禍以前への回復が8月以降徐々に進んでいます。訪日旅行については、円安傾向の継続や外国人の長期休暇による訪日需要の高まりから大きな伸びを見せています。特に12月はスクールホリデーのほかクリスマス・年末年始に合わせた旅行需要の高まりが多くの市場で見られ、訪日外客数は348万人（前年同期比27.6%増）、と単月過去最高を記録し、1964年の統計開始以来、初めて単月として340万人を突破しました。また、2024年の年間訪日外客数は3,686万人（前年同期比47.1%増）となり、年間過去最高を更新しました（出典：日本政府観光局（JNTO））。

当社グループは、国内及び世界150か国の現地体験ツアーを専門に販売する日本最大級の旅行オンラインサービスを展開しており、その事業領域は旅行関連事業を収益区分別に分類し、
①当社グループが運営する、現地体験ツアーオンライン予約サイト（日本語サイト「VELTRA」、催行地をハワイに特化した英語サイト「Hawaii Activities」）でのツアー予約にかかる収益を得るオンライン・トラベル・エージェント（以下、「OTA」）事業、②観光関連事業者のITインフラを供給するサービス、連結子会社であるリンクティビティ株式会社が展開するチケットプラットフォーム事業など、OTA事業以外から収益を得る事業（以下、「観光IT事業」）より構成されております。

このような事業環境のもと、当社グループでは、当期より営業利益を確保し黒字化を達成すべく、営業収益拡大に繋がる人材への投資及び広告宣伝強化を実施いたしましたが、想定外の為替変動や物価高騰の影響に伴う顧客層・ニーズの変化への対応が遅れたことで当初の営業収益の予想との間にギャップが生じることとなり、下期は一転、コスト抑制に努めると共に、市場環境の変化に適したサービス及びシステムの改善、また組織再編と体制の構築等を進めてまいりました。

事業別では、海外旅行事業におきましては、出国日本人数がコロナ禍前の2019年と比較し

て漸く70%前後まで回復してきたものの、当社の主力エリアであるハワイ・グアムなどのビーチリゾートや北米といったドル圏の回復率が想定を下回る水準で推移していることで苦戦を強いられたことに加え、上記記載のとおり、円安や物価高騰の状況下、幅広い顧客層にリーチできる商品領域拡大への対応が遅れたことで、予約数が伸び悩む結果となりました。一方、順調に回復を見せるエリアもあり、中でもオセアニアや韓国・ベトナム・インド・中国などのアジア各国が取扱高を牽引し、季節性プロモーション等の各種施策も一定の効果を発揮しました。

国内旅行事業におきましては、北海道・沖縄・九州エリアで予約数を伸ばしたことに加え、関東・近畿エリアでは不調が継続しながらも前年比でのマイナス幅は縮小する結果となりました。

観光IT事業におきましては、主軸のチケットプラットフォーム事業は訪日外客数の増加傾向が続いていることで順調に事業領域を拡張しており、特に関西私鉄4社の乗車券をデジタル対応するなど関西圏で著しく進展している他、システム開発受託等のインフラ事業におきましても一部期ズレが発生した案件があるものの、こちらも概ね計画通りに進捗しております。

以上の結果、当グループの当連結会計年度の営業収益は4,304,918千円（前期比37.8%増）となりました。なお、営業収益を収益区分別にみますと、OTA事業が3,508,131千円（前期比35.2%増）、観光IT事業が796,786千円（前期比50.3%増）となりました。

利益につきましては、上期における旅行需要回復を見越した人員の増強及び認知獲得のための広告宣伝強化を進めたことを受け、営業損失は175,594千円（前期67,071千円の営業損失）、経常損失は298,365千円（前期112,349千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は407,943千円（前期57,708千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは、旅行関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は351,000千円で、その主なものは、ソフトウェア自社開発であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末において現金及び預金が5,166,676千円と前連結会計年度末比で1,471,017千円増加しております。これは、当社サービスの予約数増加とともに前連結会計年度比で341,309千円の前受金の増加、株式会社JTBから当社への第三者割当増資による払込499,999千円及び東京地下鉄株式会社から当社の連結子会社であるリンクティビティ株式会社への第三者割当増資による払込1,372,652千円が主な要因であります。

さらに、主要取引銀行とは総額1,500,000千円の当座貸越契約の継続を行っておりますが、引き続き、主要取引銀行との関係を維持しつつ、継続的に支援いただくための協議を行ってまいります。なお、当連結会計年度末における借入未実行残高は、1,500,000千円となっております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第32期 (2021年12月期)	第33期 (2022年12月期)	第34期 (2023年12月期)	第35期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
営業収益(千円)	492,656	1,163,530	3,123,349	4,304,918
経常損失(△)(千円)	△1,104,121	△753,928	△112,349	△298,365
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△1,157,363	△794,447	△57,708	△407,943
1株当たり当期純損失(△)(円)	△35.12	△22.92	△1.62	△11.18
総資産(千円)	1,870,320	4,051,944	6,466,445	8,584,721
純資産(千円)	1,175,678	1,381,132	1,360,149	2,888,515
1株当たり純資産額(円)	34.51	38.14	37.31	68.20

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	第32期 (2021年12月期)	第33期 (2022年12月期)	第34期 (2023年12月期)	第35期 (当事業年度) (2024年12月期)
営業収益(千円)	300,201	692,477	2,383,049	3,311,729
経常損失(△)(千円)	△1,095,243	△838,311	△233,480	△248,952
当期純損失(△)(千円)	△1,145,297	△848,479	△181,376	△335,119
1株当たり当期純損失(△)(円)	△34.75	△24.48	△5.10	△9.19
総資産(千円)	1,413,273	2,723,010	4,053,131	4,467,663
純資産(千円)	956,169	1,074,214	896,925	1,075,015
1株当たり純資産額(円)	28.27	29.91	24.87	29.04

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
VELTRA Holdings Inc.	1,503千USドル	100.0%	VELTRA Inc.の持株会社
V E L T R A I n c .	98千USドル	100.0 (100.0)	Hawaii Activitiesの運営
VELTRA Malaysia Sdn. Bhd.	500千マレーシアリングギット	100.0	ITシステムの開発拠点
リンクティビティ株式会社	80,000千円	75.5	企業間の取引システムの提供
Linktivity Korea Inc.	300,000千ウォン	75.5 (75.5)	チケットプラットフォーム事業

(注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の(内数)は、間接所有割合であります。

2. 当事業年度の末日において特定完全子会社はありません。

3. Linktivity Korea Inc.は、2024年8月に当連結子会社であるリンクティビティ株式会社の100%出資により新たに設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、安定的な経営基盤のもと継続して成長できるよう、以下の事項を重要な経営課題と認識し、今後、優先的に取り組んでまいります。

(1)高効率経営の実現

当社グループは、2020年以降継続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、今後の各事業年度において、確実に営業利益を確保するとともに、着実に利益を積み上げていくことが重要な課題となっております。そのためには当社グループの主力事業であるOTA事業の収益拡大を推進するとともに、それを生み出すオペレーションの効率化を、業務改善及び積極的なテクノロジー活用により実現し、営業利益率の改善を図ってまいります。

(2)顧客ニーズにフィットした取扱商品の拡充

当社グループの主力事業であるOTA事業の営業収益を増加させるためには、コロナ禍を経て着実に進んでいる旅行者の渡航エリアの変化、及び顧客の需要ニーズの変化に適した取扱商品を展開していくことが、喫緊の重要な課題であると認識しております。そのためには、国内外の催行会社との営業面での関係構築をこれまで以上に強固にし、さらにシステム面での連携強化を推進することによって、顧客ニーズにフィットしたユニークで魅力ある商品を展開させ、それらの十分な在庫確保に努めてまいります。

(3)人材育成及び職場環境の整備

当社グループが継続的な成長を実現するためには、既存事業の更なる拡大はもとより、新たなビジネスモデルの構築やそれを支えるコーポレート機能の強化を担う有能な人材の確保が必要と考えております。

当社グループにおいては、上記のような人材の採用を積極的に行うとともに、権限委譲を推進することで組織としてのパフォーマンス最大化を図ると共に、個々人の役割・ポジションを明確にし、リーダー人材の育成に注力してまいります。また、評価報酬制度の構築により優秀な人材の定着を促進し、多様化する働き方に応えるべく、社員のエンゲージメント向上のための施策、及び働き甲斐のある職場環境の整備に、引き続き努めてまいります。

(4)技術革新への対応

当社グループにとって、競争の激しいインターネット市場において継続的な成長を遂げるには、新しい技術やビジネスモデルへの対応を継続的に行っていくことが、重要な課題であると認識しております。旅行者の細かなニーズに対応するべく蓄積された顧客データを活用することで、旅行者ごとに最適化された商品・サービスの販売を可能にすると共に、業務の効率化を図ることでコストを圧縮し、利益率の向上を実現していくため、必要なテクノロジーに関する投資を今後も引き続き積極的に図ってまいります。

(5)コーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメントの強化

当社グループが継続的に安定したサービスを提供し、企業価値を向上させるためには、事業の状況に応じた経営管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組みを行うことが重要な課題であると認識しております。より一層の取締役会の監督機能強化、及び管理体制の充実を図ると共に、法令遵守の徹底に努め、健全かつ有効、効率的に組織を運営してまいります。また、組織規模に応じた内部統制システムの整備や見直し、及びリスクマネジメントの強化を図り、潜在的リスクを早期に把握し、対策を講じます。これにより、企業の透明性と信頼性を高め、持続可能な経営基盤を築いてまいります。

(6)コンプライアンス体制及び情報セキュリティのリスク対応の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、持続的な成長をしていくためには、コンプライアンス体制及び情報セキュリティのリスク対応の強化が重要な課題であると認識しております。そのため、従業員を対象に今後も法令順守の重要性を教育し、更なる企業倫理の徹底を図ってまいります。また、ウイルスや不正な手段による外部からのシステム侵入やシステム障害を防止するため、高いレベルでのシステムの運用・監視強化や最新のシステムに基づく技術的な対策などシステムセキュリティの強化を継続して行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事 業 区 分	事 業 内 容
旅 行 関 連 事 業	インターネットを利用した現地体験ツアーの予約販売等

(6) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都中央区
----	--------

② 子会社

VELTRA Holdings, Inc.	本社	米国 ハワイ州ホノルル市
VELTRA, Inc.	本社	米国 ハワイ州ホノルル市
VELTRA Malaysia Sdn.Bhd.	本社	マレーシア クアラルンプール市
リンクティビティ株式会社	本社	東京都千代田区
Linktivity Korea Inc.	本社	大韓民国 ソウル市

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
旅行関連事業	258 (77) 名	37名増 (20名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末にくらべて37名増加しておりますが、主に事業拡大に伴う人員採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
157 (66) 名	11名増 (17名増)	38歳	6.1年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末に比べて11名増加しておりますが、主に事業拡大に伴う人員採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	95,000,000株
② 発行済株式の総数	36,598,980株
③ 株主数	10,525名
④ 大株主	

株	主	名	持 株 数	持 株 比 率
P a x a l a n (常任代理人)	S . à r . l . 小 谷 野 稅 理 土 法 人)		9,210千株	25.16%
株 式 会 社 オ 一 プ ン ド ア			5,237	14.30
永 島 徹	三		1,775	4.85
齊 藤 精	良		1,617	4.41
二 木	渉		1,530	4.18
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口)			1,396	3.81
株 式 会 社 J T B			899	2.45
株 式 会 社 プ レ ン テ イ 一			750	2.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)			588	1.60
萬 年 良 子			510	1.39

(注) 持株比率は自己株式(97株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

発行済株式の増加理由について

第1回新株予約権の行使により119,600株増加しております。

第三者割当により899,280株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年12月31日現在）

			第1回新株予約権	第5回新株予約権
発 行 決 議 日			2017年12月28日	2020年3月25日
新 株 予 約 権 の 数			2,300個	300個
新 な る 株 式 の 种 類 と 数	新株予約権の目的と数	普通株式 (新株予約権 1個につき 100株)	230,000株 100株)	普通株式 (新株予約権 1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 入 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 际 し て 出 資 さ れ る 額	新株予約権の行使による額	新株予約権 1個当たり (1株当たり) 7,800円 78円)	新株予約権 1個当たり (1株当たり) 100円 1円)	
權 利 行 使 期 間		2019年12月29日から 2027年12月28日まで	2024年4月10日から 2027年4月9日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる 株式数 保有者数 2,300個 230,000株 2名	—
	社 外 取 締 役		—	新株予約権の数 目的となる株式 数 保有者数 300個 30,000株 1名
	取 締 役 (監査等委員)		—	—

- (注) 1. i 新株予約権を引き受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社等の取締役、監査等委員及び従業員等の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任や定年退職、その他正当な理由がある場合において、取締役会が承認したときは、この限りでない。
- ii 新株予約権を引き受けた者は、懲役刑又は禁固刑を受けた者（執行猶予を含む）でないことを要する。
- iii 新株予約権を引き受けた者の故意又は重過失により当社又は当社子会社に重大な損失が発生した場合、当該新株予約権を引き受けた者は、その新株予約権行使することができない。

- iv その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けた者との間で締結する引受契約書に定めるところによる。
 - 2. i 新株予約権を引き受けた者は、行使可能開始日が属する年に開催する定時株主総会終結時点まで取締役の地位を保持していることを要する。
 - ii 新株予約権を引き受けた者は、懲役刑又は禁固刑を受けた者（執行猶予を含む）でないことを要する。
 - iii その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けた者との間で締結する引受契約書に定めるところによる。
 - 3. 2018年9月27日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3)会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	二木 渉	社長兼CEO
取締役	倉上 智晴	HR & General Affairs Division Director
取締役	皆嶋 純平	CFO兼Headquarters Division Director VELTRA Holdings, Inc. Director VELTRA, Inc. Director VELTRA Malaysia Sdn.Bhd. Director リンクティビティ株式会社 取締役
取締役	カスバート・ロドニー	Jayride Group Limited 取締役 Tourism Tasmania 取締役
取締役(常勤監査等委員)	池田 哲司	—
取締役(監査等委員)	毛利 正人	東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科 教授 株式会社Def consulting 社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	鈴木 学	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 株式会社地域ヘルスケア連携基盤 監査役 SDFキャピタル株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役カスバート・ロドニー氏、常勤監査等委員である取締役 池田哲司氏、監査等委員である取締役 毛利正人氏、監査等委員である取締役 鈴木学氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、池田哲司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 常勤監査等委員である取締役 池田哲司氏、監査等委員である取締役 毛利正人氏及び監査等委員である取締役 鈴木学氏は、以下のとおり、財務、会計及び法務等に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査等委員である取締役 池田哲司氏は、米国の経営修士号を取得し、長年にわたり他社の経理部・財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査等委員である取締役 毛利正人氏は、米国の会計学修士号を取得し、米国公認会計士協会の正会員資格を保有しております。
 - ・監査等委員である取締役 鈴木学氏は、弁護士資格を保有しております。

4. 当社は、取締役カスバート ロドニー氏、常勤監査等委員である取締役 池田哲司氏及び監査等委員である取締役 毛利正人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。監査等委員である取締役 鈴木学氏においては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の基準を満たしておりますが、同氏を独立役員として届出しておりません。
5. 取締役萬年良子氏は、2024年3月27日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役でない取締役カスバート ロドニー氏、及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任額の限定が認められるのは、当該業務執行取締役でない取締役又は監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、並びに子会社の取締役及び監査役であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④取締役の報酬等

i. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 方針の決定方法等

当社は2024年3月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、当該決定方針の内容について、あらかじめ報酬委員会の審議を経ております。

b. 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次の(a)ないし(d)のとおりです。

(a) 基本方針に関する事項

当社の業務執行取締役および社外取締役の報酬等は、その総枠について株主総会の承認を得た上で、個別の報酬額は報酬委員会の諮問を経たうえで、各年の定時株主総会終結後に開催される取締役会の決議（当該取締役会の委任に基づく代表取締役の決定を含む。）で決定します。なお、監査等委員である取締役の報酬に関しては、個別の報酬額は監査等委員会にて決定します。

(b) 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬として支払う金額について、毎月金銭支給としております。基本報酬の年額は、役位、職責、実績等に応じて世間水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮した上で決定するものとしております。

(c) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の報酬は、基本報酬と短期業績連動報酬により構成されております。基本報酬は役位に応じて個別に決定され、短期業績連動報酬は単年度の連結業績の達成度合いおよび個人別の期待役割の達成度合いによって支給率が変動する設計となっております。他方、業務執行から独立した立場にある社外取締役および監査等委員である取締役は、変動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの構成としております。業務執行取締役および社外取締役の個別の支給額は、報酬委員会での審議・決定を経て取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会において支給額を決定します。

(d) 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の業務執行取締役の個人別の報酬額について、取締役会決議に基づき、代表取締役に委任する場合、報酬委員会の諮問を経たうえで、その具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各業務執行取締役の基本報酬（固定報酬）の額および短期業績連動報酬（変動報酬）の額とします。

ii. 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

iii. 個人別の報酬等の内容の委任に関する事項

当事業年度の当社の業務執行取締役の個人等の報酬額については、2024年3月19日開催の取締役会決議に基づき、代表取締役社長兼CEO二木渉が、報酬委員会の諮問を経たうえで、その具体的な内容について委任をうけており、その権限の内容は、各業務執行取締役の基本報酬（固定報酬）の額および短期業績連動報酬（変動報酬）の額としております。

委任した理由は、代表取締役社長兼CEOは当社全体の業績や個々の業務執行取締役の職務執行状況を俯瞰的に把握しており、当社全体の業績等を勘案しつつ各業務執行取締役の担う役割・責務等について評価を行うには、代表取締役社長兼CEOが適していると判断したためです。

iv. 当事業年度に係る取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数 (非金銭報酬等を除く)
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	64,706千円 (10,853千円)	64,706千円 (10,853千円)	－ (－)	－ (－)	5名 (1名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	23,100千円 (23,100千円)	23,100千円 (23,100千円)	－ (－)	－ (－)	3名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	87,806千円 (33,953千円)	87,806千円 (33,953千円)	－ (－)	－ (－)	8名 (4名)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年3月24日開催の第33回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は1名）です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年3月24日開催の第33回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。
4. 合計の支給員数につきましては、実際の支給員数を記載しております。
5. 取締役の員数には2024年3月をもって退任した取締役を含みます。

⑤ 社外役員に関する事項

- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役カスバート ロドニー氏はJayride Group Limitedの取締役、Tourism Tasmaniaの取締役でありますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査等委員である取締役 毛利正人氏は、東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授、株式会社Def consulting の監査等委員である社外取締役でありますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査等委員である取締役 鈴木学氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー、株式会社地域ヘルスケア連携基盤監査役、SDFキャピタル株式会社監査役でありますかが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ii. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 カスバート ロードニー		当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、これまで欧米圏での会社の経営者を歴任してきたことに基づく豊富な経験や旅行業界に幅広いネットワークを有していることに基づく幅広い見識に基づく観点から、積極的に事業運営全般に対し、適確な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 池田 哲司		当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会、監査等委員会において、上場会社を含む他企業の経理・財務業務の豊富な経験に基づく観点から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 毛利正人		当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会、監査等委員会において、コーポレート・ガバナンス等を専門とする大学教授としての高い専門性と幅広い見識に基づく観点から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 鈴木 学		当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士として法律に関する高い専門性と幅広い見識に基づく観点から、当社グループ経営、資金調達においての意思決定の妥当性、適正性を確保するための適確な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,846,681	流 動 負 債	5,695,769
現 金 及 び 預 金	5,166,676	營 業 未 払 金	3,261,976
営 業 未 収 入 金	2,404,817	未 払 金	233,324
そ の 他	275,186	未 払 法 人 税 等	27,241
		前 受	1,845,744
固 定 資 産	738,040	ポ イ ン ト 引 当 金	41,217
有 形 固 定 資 産	38,331	契 約 負 債	170,559
建 物	5,975	そ の 他	115,705
工具、器具及び備品	104,951	固 定 負 債	436
減 価 償 却 累 計 額	△72,595	そ の 他	436
		負 債 合 計	5,696,206
(純 資 産 の 部)			
無 形 固 定 資 産	474,983	株 主 資 本	2,337,593
ソ フ ト ウ エ ア	443,054	資 本 金	2,078,381
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	31,712	資 本 剰 余 金	3,296,549
そ の 他	216	利 益 剰 余 金	△3,037,267
		自 己 株 式	△70
投 資 そ の 他 の 資 産	224,725	その他の包括利益累計額	158,415
投 資 有 価 証 券	9,774	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,308
繰 延 税 金 資 産	78,054	為 替 換 算 調 整 勘 定	156,107
そ の 他	136,897	新 株 予 約 権	16,028
		非 支 配 株 主 持 分	376,477
資 产 合 計	8,584,721	純 資 産 合 計	2,888,515
		負 債 純 資 産 合 計	8,584,721

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目					金	額
営業収益	費用	益用	失	益		4,304,918
営業費用	損					4,480,513
						175,594
営業外収益						
受取利息		利	息		378	
匿名組合の	投資	利	益		1,201	
その他			他		1,638	
						3,218
営業外費用						
支払利息		利	息		2,928	
株式交換の	交付	付	費		8,875	
その他	差		損		106,580	
			他		7,605	
						125,988
経常特別損失	損失	失	失			298,365
投資有価証券評価損					93,617	
新株予約権買戻損失					29,046	
						122,663
税金等調整前当期純損失						421,029
法人税、住民税及び事業税					19,097	
法人税等調整額					1,140	
当期純損失						20,238
非支配株主に帰属する当期純損失						441,267
親会社株主に帰属する当期純損失						33,323
						407,943

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	3,611,088	流 動 負 債	3,392,647
現 金 及 び 預 金	2,257,113	營 業 未 払 金	1,479,481
營 業 未 収 入 金	950,967	未 払 金	201,076
前 渡 金	14,598	未 払 費 用	52,660
前 払 費 用	89,783	未 払 法 人 税 等	20,860
未 収 消 費 税 等	109,891	前 受 金	1,422,432
そ の 他	188,734	預 り 金	22,921
固 定 資 產	856,574	ポ イ ン ト 引 当 金	39,875
有 形 固 定 資 產	17,824	契 約 負 債	152,469
建 物	5,975	そ の 他	869
工具、器具及び備品	68,570	負 債 合 計	3,392,647
減 価 償 却 累 計 額	△56,721	(純 資 產 の 部)	
無 形 固 定 資 產	197,043	株 主 資 本	1,060,646
ソ フ ト ウ エ ア	179,954	資 本 金	2,078,381
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	16,872	資 本 剰 余 金	2,190,381
そ の 他	216	資 本 準 備 金	2,190,381
投 資 そ の 他 の 資 產	641,706	利 益 剰 余 金	△3,208,046
投 資 有 価 証 券	38,860	そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,208,046
関 係 会 社 株 式	502,655	繰 越 利 益 剰 余 金	△3,208,046
出 資 金	100	自 己 株 式	△70
繰 延 税 金 資 產	63,461	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,308
そ の 他	—	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,308
資 產 合 計	4,467,663	新 株 予 約 権	12,060
		純 資 產 合 計	1,075,015
		負 債 純 資 產 合 計	4,467,663

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	3,311,729
営 業 費 用	3,442,970
営 業 損 失	131,240
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	138
匿名組合投資利益	1,201
その他	1,095
	2,434
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,928
為替差損	105,908
その他	11,309
	120,146
経 常 損 失	248,952
特 別 損 失	
投資有価証券評価損	93,617
税 引 前 当 期 純 損 失	93,617
法人税、住民税及び事業税	342,569
法人税等調整額	2,369
	△9,819
当 期 純 損 失	△7,450
	335,119

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

ベルトラ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 佐 野 明 宏
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 服 部 理
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベルトラ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベルトラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

ベルトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 佐 野 明 宏
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 服 部 理
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベルトラ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月22日

ベルトラ株式会社 監査等委員会
 常勤社外監査等 委員 池田 哲 司 印
 社外監査等委員 毛利 正人 印
 社外監査等委員 鈴木 学 印

以上

以上

(株主総会参考書類)

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は本総会の終結の時をもって任期満了により退任となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 り が な (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	ふた 木 （1971年4月10日） (重任)	1989年4月 株式会社IWANAGA入社 2000年1月 株式会社パックプラス入社取締役就任 2004年4月 当社入社 2009年1月 当社企画開発＆マーケティング部部長就任 2014年3月 当社海外事業本部長就任 2015年4月 当社代表取締役社長兼CEO就任（現任）	1,530,000株
2	くら 倉 上 智 （1971年3月22日） (重任)	1994年4月 株式会社サンクレスト入社 1997年8月 オカベマーキングシステム株式会社入社 1999年11月 有限会社フイス設立取締役就任 2001年8月 当社入社 2004年4月 当社アクティビティ事業営業部長就任 2015年4月 当社執行役員就任 2017年11月 当社取締役就任（現任） 2020年3月 当社HR Division Director就任 2021年5月 当社HR & General Affairs Division Director就任（現任）	117,000株

候補者番号	氏りがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
3	みな しま じゅん べい 皆嶋純平 (1975年1月31日) (重任)	1993年4月 明治製菓株式会社（現:Meiji Seika ファルマ株式会社）入社 2000年10月 株式会社プレンティー入社 2012年12月 株式会社Food's Style取締役就任 2014年12月 株式会社Food's Style東京代表取締役社長就任 2016年5月 当社入社経営管理部長就任 2016年8月 当社取締役就任（現任） 2018年9月 当社Headquarters Division Director就任（現任） 2022年8月 当社CFO就任（現任） （重要な兼職の状況） VELTRA Holdings, Inc. Director VELTRA ,Inc. Director VELTRA Malaysia Sdn.Bhd. Director リンクトィビティ株式会社 取締役	80,000株
4	カスバート ロドニー (1957年8月5日) (重任・社外・独立)	1975年3月 NCR Corporation入社 1979年11月 Digital Equipment Corporation入社 1983年4月 Select MicroSystems入社 1986年10月 Creative Laser Systems入社 1991年5月 LaserTools Corporation入社 1995年7月 Viator 設立 CEO就任 2012年8月 ROME2RIO CEO就任 2019年3月 当社社外取締役就任（現任） 2019年12月 Imperium Tourism Holdings取締役就任 2020年2月 Jayride Group Limited取締役就任（現任） 2023年6月 Tourism Tasmania取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） Jayride Group Limited 取締役 Tourism Tasmania 取締役	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. カスバート ロドニー氏は、社外取締役候補者であります。

3. カスバート ロドニー氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、1995年に創業した現地体験ツアー予約サイト「Viator」の創業者であり、欧米圏での会社の経営者を歴任とともに旅行業界に幅広いネットワークがあり、その豊富な経験と幅広い見識に基づいて、当社経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して選任しております。
4. カスバート ロドニー氏は、現在、当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、カスバート ロドニー氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、その損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しており、再任が原案どおり承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、カスバート ロドニー氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。再任が原案どおり承認された場合は、当社は引き続きカスバート ロドニー氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者は、当該契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は本総会の終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	いけだ てつし (1951年4月7日) (重任・社外・独立)	1974年4月 株式会社第一勧業銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行 2000年3月 日本マクドナルド株式会社出向財務部長、 経理部長就任 2003年3月 同社転籍 2006年1月 セガサミーホールディングス株式会社入社 執行役員就任 2013年6月 株式会社サミネットワークス監査役 就任 株式会社バタフライ監査役就任 2015年6月 株式会社セガゲームス監査役就任 2017年7月 当社常勤監査役就任 2023年3月 当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	50,000株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	毛利正人 (1956年1月28日) (重任・社外・独立)	<p>1979年4月 国際電信電話株式会社（現：KDDI株式会社）入社</p> <p>2000年9月 日本テレコム株式会社（現：ソフトバンク株式会社）入社</p> <p>2005年7月 中央青山監査法人入所</p> <p>2007年6月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2010年7月 有限責任監査法人トーマツ ディレクター就任</p> <p>2013年10月 クロウホーワス・グローバルリスクコンサルティング株式会社 代表取締役就任</p> <p>2017年4月 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授就任（現任）</p> <p>2018年6月 株式会社テクノスジャパン 社外監査役就任</p> <p>2019年3月 当社 監査役就任</p> <p>2020年6月 株式会社テクノスジャパン 社外取締役（監査等委員）就任</p> <p>株式会社ぱど（現：株式会社Def consulting） 社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>2023年3月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授 株式会社Def consulting 社外取締役（監査等委員）</p>	10,000株

候補者番号	氏りがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	鈴木 学 (1970年2月11日) (重任・社外・ 独立(※注10))	1996年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2004年1月 あさひ狛法律事務所(現:西村あさひ法律事務所)パートナー就任(現任) 2011年11月 株式会社gumi監査役就任 2013年4月 株式会社地域経済活性化支援機構取締役就任 2014年6月 株式会社グランビスタホテル&リゾート監査役就任 2014年12月 株式会社最上鮮魚取締役就任 2017年6月 株式会社地域ヘルスケア連携基盤監査役就任(現任) 2018年5月 当社社外取締役就任 2022年8月 SDFキャピタル株式会社監査役就任(現任) 2023年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 西村あさひ法律事務所 パートナー 株式会社地域ヘルスケア連携基盤 監査役 SDFキャピタル株式会社 監査役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池田哲司氏・毛利正人氏・鈴木学氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 池田哲司氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由につきましては、米国の経営修士号を取得し、長年にわたり上場会社を含む他企業の経理部・財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、当社の在任期間中に出席した取締役会および監査等委員会において、上記の勤務経験に基づく観点から適宜発言を行っていることです。それらに基づいて、職務を適切に遂行することを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
4. 毛利正人氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由につきましては、米国の会計学修士号を取得し、米国公認会計士協会の正会員資格を保有しており、当社の在任期間中に出席した取締役会及び監査等委員会において、コーポレート・ガバナンス等を専門とする大学教授としての高い専門性と幅広い見識に基づく観点から適宜発言を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。これらの経験・知見を引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かされるを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
5. 鈴木学氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法律に関する高い専門性と幅広い見識を有していることです。それらに基づいて、当社経営全般に関する意見、取締役会およ

び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

6. 池田哲司氏は、社外監査役としての在任期間は5年8か月、取締役（監査等委員）としての在任期間は本総会の終結の時をもって、2年であります。
7. 毛利正人氏は、社外監査役としての在任期間は4年、取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、2年であります。
8. 鈴木学氏は、社外取締役としての在任期間4年10か月、取締役（監査等委員）としての在任期間は本総会の終結の時をもって、2年であります。
9. 当社は、池田哲司氏・毛利正人氏・鈴木学氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、その損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。原案どおり承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、池田哲司氏、毛利正人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合は、当社は、池田哲司氏、毛利正人氏については引き続き独立役員とする予定であります。鈴木学氏においては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の基準を満たしておりますが、同氏を独立役員として届け出する予定はありません。
11. 当社は取締役及び監査等委員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者は、当該契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

【ご参考】 本総会における議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

本総会における議案が承認可決された場合の取締役会の構成及び各取締役の専門性は下記のとおりです。

	企業経営	業界経験	財務・会計	法務 コンプライ アンス	人事 労務 人材開発	営業 マーケ ティング	グローバル 経営 国際性	テクノロジー
二木 渉	○	○				○	○	○
倉上 智晴	○	○		○	○	○	○	
皆嶋 純平	○	○	○	○		○		
カスパート ロドニー	○	○				○	○	○
池田 哲司			○	○			○	
毛利 正人	○		○	○			○	
鈴木 学				○			○	

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、金井暁氏は鈴木学氏の補欠として、田中行雄氏は池田哲司氏および毛利正人氏の補欠の候補者であります。

なお、本議案は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものいたします。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	かな 金 井 さとる (1976年5月17日) (社外・独立)	<p>2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）</p> <p>あさひ・狛法律事務所（現:西村あさひ法律事務所）入所</p> <p>2012年5月 新樹法律事務所開設</p> <p>2013年5月 大知法律事務所開設 代表弁護士（現任）</p> <p>2016年4月 ニッセイプライベートリート投資法人監督役員就任（現任）</p> <p>2023年6月 株式会社AOKIホールディングス社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p>	—
2	たなかゆきお (1956年7月18日) (社外・独立)	<p>1980年4月 株式会社第一勸業銀行入行（現:株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>1991年8月 第一勸業ニューヨーク信託会社 SVP</p> <p>2000年2月 みずほ証券株式会社 引受部長</p> <p>2002年4月 株式会社みずほ銀行 資産監査部長</p> <p>2009年4月 東京センチュリーリース株式会社（現:東京センチュリー株式会社）執行役員 国際業務担当、内部監査担当</p> <p>2018年2月 株式会社丸仁ホールディングス常勤監査役（現任）</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金井暁氏・田中行雄氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 金井暁氏は、弁護士として豊富な経験や高度な法律知識かつ幅広い識見を有しておられ、監査等委員である社外取締役に就任した際には、法律の専門家として経営から独立した立場で当社の経営を監督・監査する役割を担っていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。
4. 田中行雄氏は、銀行、証券、リース会社等における国内外での豊富な経験とともに高度な監査知識・経験を有しておられ、監査等委員である社外取締役に就任した際には、経営から独立した立場で幅広い識見を当社の監査体制に反映していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。
5. 当社は、各候補者が監査等委員である取締役に就任された場合は、損害賠償責任限度額を会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、全ての取締役（監査等委員である取締役を含む）が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を当該保険契約により補填することとしています。各候補者が選任され監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
7. 当社は、各候補者が選任され、監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出をする予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に関する件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年3月24日開催の第33回定時株主総会において、年額300百万円以内（なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含みません。）と決議いたしております。

今般、当社における役員報酬制度の見直しの一環として、取締役と株主の皆様との中長期的な利益をより一層一致させるとともに当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、当該報酬額とは別枠で、2025年2月14日に発表いたしました中期経営計画（2025年12月期～2027年12月期）（以下、「中期経営計画」という。）と当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬を連動させるべく、以下の通り、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

本制度は、中期経営計画と同一の期間（2025年12月期～2027年12月期の3事業年度）を対象期間とし、対象期間における業績目標の達成度により決定される数の当社普通株式を、対象期間満了後に、対象取締役に対して付与するものです。

具体的には、上記のとおり決定される数の当社普通株式を交付するため、対象期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、当社による普通株式の発行または自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権の全部を現物出資することで、対象取締役に当社の普通株式を交付します。

上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額および株式数として、本制度に基づき、対象取締役に対して付与される金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内（なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含みません。）とし、当社が発行又は処分する当社普通株式の総数は年100,000株（注）以内とします。従いまして、対象期間（3事業年度）については、それぞれ90百万円、300,000株（注）が上限となります。

(注) 当社が当社普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、発行又は処分される当社普通株式の総数の上限を合理的に調整するものといたします。

交付株式数は、対象期間における各事業年度毎に、事前に当社取締役会において定める算定式に基づき、業績達成度に応じて算定される数（ただし、対象期間における対象取締役の在任期間等によって、交付株式数を合理的に調整することができます。）を、各対象取締役に交付する数とすることを予定しています。

業績達成度については、連結ROEを60%、連結当期純利益を40%の比率で、中期経営計画の目標値に照らして評価するものとします。

なお、対象取締役の納税資金を確保する観点から、交付株式数の一部については、金銭で支給することができるものとします。

本制度に基づく普通株式の交付は、対象期間終了後に行います。

ただし、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等を実施する場合等においては、普通株式（その全部または一部を、金銭または組織再編等の相手方の株式により交付する場合があります。）の交付時期を合理的に調整することがあります。

対象取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社の取締役会決議日の前月の全ての営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値（同日に取引が成立していない日が存在する場合には、当該日を除くそれに先立つ直近取引日の終値の平均値）を基礎として、当該株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会にて決定します。

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針は、本議案の内容に沿って修正する予定です。

また、本制度に基づく普通株式の割当ては、対象取締役の役位別の役割および貢献度等諸般の事情を総合的に勘案し、独立社外取締役である監査等委員が過半数で構成される報酬委員会での審議・答申を得て当社取締役会で決定する予定であり、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本株主総会において第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合、本制度による報酬の支給対象は3名となります。

（ご参考）

本株主総会において本議案についてご承認いただいた場合には、当社を除く一部の当社グループ会社の取締役および執行役員並びに当社の執行役員に対しても、本制度と同様の制度の導入を予定しております。

以上

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋兜町7番1号

KABUTO ONE 4階

HALL & CONFERENCE ホールA

TEL 03 - 6231 - 0567



交通 日比谷線・東西線茅場町駅

11番出口より 直結

都営浅草線・銀座線・東西線日本橋駅 D2出口より 徒歩約2分

JR線、丸の内線東京駅

八重洲北口より 徒歩約12分

株主の皆様へ

当社ホームページから随時情報を
発信中。是非ご覧ください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。